## 岩手県告示第52号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和3年1月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 令和2年11月10日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社丸和組
    - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市盛町字木町13番地6
    - ウ 代表者の氏名 佐藤光男
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-28) 第1635号
  - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和2年11月5日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 5号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 令和2年12月7日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社中村建設
    - イ 主たる営業所の所在地 久慈市長内町第21地割44番地3
    - ウ 代表者の氏名 中村長松
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-28) 第6617号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和2年10月30日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 5号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 令和2年11月25日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社泉林業
    - イ 主たる営業所の所在地 気仙郡住田町世田米字田谷54番地
    - ウ 代表者の氏名 泉悦男
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-27) 第7670号
  - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和2年11月24日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4(1) 処分をした年月日 令和2年12月8日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 佐々木建築
    - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市立根町字萱中44番地4
    - ウ 代表者の氏名 佐々木安男
    - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-02)第8394号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和2年12月3日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 令和2年12月9日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社ユートピアみちのく
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市大通り一丁目2番12号
    - ウ 代表者の氏名 川村昇平
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-27) 第9353号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和2年12月4日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 5号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 令和2年11月9日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社インテプロ
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市津志田27地割16番地2
    - ウ 代表者の氏名 髙橋正幸
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-30) 第20297号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和2年11月6日付けで建築工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 令和2年11月19日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社キシコーポレーション
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市猪去上平118番地5
    - ウ 代表者の氏名 岸本敏行
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-27) 第20442号
  - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロツク工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和2年11月18日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロツク 工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 令和2年11月11日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社誠心建設
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中ノ橋通二丁目7番36号
    - ウ 代表者の氏名 古武みどり
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-29) 第20536号
  - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和2年11月10日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 令和2年11月11日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 クロスポイント株式会社

- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市浅岸二丁目10番1号
- ウ 代表者の氏名 笹川保
- 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-28) 第20898号
- (3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可の 取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和2年11月10日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装 仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 10(1) 処分をした年月日 令和2年12月2日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 鷲尾工業
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市里分8地割198番地2 バイヨンヌ里分3号棟
    - ウ 代表者の氏名 鷲尾将吾
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-01) 第50328号
  - (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和2年11月20日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第 1項第5号に該当する。
- 11(1) 処分をした年月日 令和2年11月5日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 村上タイル
    - イ 主たる営業所の所在地 釜石市甲子町第8地割122番地2
    - ウ 代表者の氏名 村上武男
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-28) 第110016号
  - (3) 処分の内容 タイル・れんが・ブロツク工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和 2 年11月 5 日付けでタイル・れんが・ブロツク工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第 1 項第 5 号に該当する。
- 12(1) 処分をした年月日 令和2年12月3日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社ヤマダ工業
    - イ 主たる営業所の所在地 釜石市甲子町第10地割581番地2
    - ウ 代表者の氏名 山田修一
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-29) 第110135号
  - (3) 処分の内容 とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和2年12月3日付けでとび・土工工事業及び鋼構造物工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。